

御中

『社会保険労務士 業務委託契約』ご案内
(ご提案書) (報酬額の目安)

年 月

たかはし労務総合事務所

□ 顧問契約の内容 <月を単位として、継続的に業務を委託して頂く契約です>

1. 役所への手続き（報告書・届出書・申請書の作成・提出）

①労働基準監督署

- 時間外・休日労働に関する協定届
- 死傷病報告

- 労災保険の給付（※1）
- 安全衛生に関する各種届出（※2）

②公共職業安定所（ハローワーク）

- 取得届・喪失届
- 離職証明書
- 各種届出

③年金事務所

- 取得届・喪失届
- 各種給付（※3）
- 各種届出

※1：第3者の行為による災害届等の複雑多岐にわたる場合は、多くの事務負担がかかることから、顧問契約の範囲外とし、内容確認後、報酬額を両者で協議し決定します。

法人等に過失責任が問われる場合などは、作成するか慎重に協議が必要です。

※2：許認可申請、設計・作図・強度計算、現場確認等を要するものや免許・受験申請、検査申請は顧問契約の範囲外とし、内容確認後、報酬額を両者で協議し決定します。

※3：年金の給付請求は顧問契約の範囲外とし、対象となる方に行って頂きます（相談は可能です）。

※4：内容が複雑、特殊な事情などの場合、別枠で費用を負担して頂くことをお願いすることがあります。

2. 相談・アドバイス

- ①雇用契約・労働条件といった雇用に関する法律（労働基準法、労働安全衛生法など）や判例に関する事項
- ②労務管理全般に関する情報
- ③社会保険に関する情報
- ④諸規定の運用

□ オプション契約の内容 <顧問契約とは別枠で、内容・費用を両者協議により決定する契約です>

- ・労働保険・社会保険の新規適用、廃止に関する届出（事業所の新設含む）
- ・年度更新（労働保険）
- ・算定基礎（社会保険）
- ・就業規則・労使協定等の各種規定の作成・変更
- ・雇用に関する助成金の申請
- ・賃金計算
- ・人事制度・労務管理制度の設計
- ・労働者名簿などの帳簿類の作成
- ・行政機関等の調査・処分に対する立会・説明・聴聞
- ・求人の申込
- ・賞与支払届
- ・雇用継続給付（育児介護休業、高年齢雇用）の申請
- ・第三者の行為による災害届
- ・健康保険の任意継続被保険者の申請（通常、被保険者本人が行います）
- ・健保組合、厚生年金基金への編入
- ・労災保険の特別加入
- ・労働者派遣事業の許可申請

など

□ 報酬額の目安

1. 顧問契約

人員	9人以下	10～19人	20～29人	30～49人	50～69人	70～99人	100人以上	
報酬月額	33,000	44,000	55,000	66,000	88,000	110,000	協議	

2. オプション契約（一例）

例1. 保険料の算定・申告

	社会保険料	労働保険料		
		継続事業	一括有期事業	有期事業
1～9人	27,500	33,000	工事件数	55,000
10～19人	38,500	44,000	24件未満	
20～29人	49,500		44,000	
30～39人	60,500	55,000	24件以上	
40～49人	71,500		66,000	
50人以上	協議		48件以上協議	

例2. 就業規則等の作成・変更

①就業規則	220,000
②就業規則の変更	協議
③賃金・退職金・旅費等諸規程	各110,000
④安全・衛生管理等諸規程	各110,000
⑤寄宿舍規則	110,000

- ・報酬額は両者で協議し決定します。
- ・上記のオプション契約の報酬額は一例です。他のオプションは、標準報酬規定（本提案書には添付しておりません）を参考に、両者で協議し決定します。
- ・標準報酬規定に記載のない特殊な案件は、同じく両者で協議し決定します。

<ご理解して頂きたい一例>

- ・「健保組合に加入している」「事業所が複数ある、遠隔地にもある」「多角経営を行っている」「人材派遣、建設関連の事業を行っている」など、業務量の多い事業主さまの場合、それを考慮し報酬額を算出させて頂くことがあります。
- ・法人名の変更など内容によっては、多くの事務負荷が生じる場合があります。その際は、別枠で費用を負担して頂くことをお願いすることがあります。